**「日本万国博覧会記念公園　日本庭園植栽等景観創出業務」に係る企画提案公募に対する質問への回答**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 質問 | 回答 |
| 1 | ・当組合は事業団であり、事業団体として今回の公募業務に応募する予定をしていますその場合、事業団体の組合員である、会社の100％出資子会社が別グループで応募しても　　ダブルブッキングに該当しませんか？ | ・個別に商業登記されている場合は別会社として取り扱います。 |
| ２ | ・現指定管理者との業務分担が分かりにくいのですが、もう少し分かりやすく、具体的に、範囲などについても教えていただきたい。 | ・当公募のHP（<https://www.pref.osaka.lg.jp/bampaku/2024propo/index.html>）に参考（図面）、参考（数量総括表）を添付していますので、そちらをご覧ください。また指定管理者用の管理マニュアルの第５章P301に指定管理者の業務分担が記載されていますので、併せてご確認ください。（<https://www.pref.osaka.lg.jp/bampaku/shiteikanrisyabosyu/kanrimanual.html>） |
| ３ | ・過去に魅力向上のために行ってきたソフト事業の取組み実績を教えていただきたい。 | ・スタンプラリーや花菖蒲の展示をおこないました。 |
| ４ | ・技術者育成の取組についての現状、年間実施内容等を分かる範囲で教えていただきたい。 | ・技術者育成の取り組みについては、今回初めて提案を求めるものです。現状は現受託者による独自取り組みとして実施されているもので、公開することにより、当該受託者の競争上の地位、その他正当な利害を害する恐れがあることから、回答は差し控えさせていただきます。 |
| ５ | ・管理を行う上で、継承するべき万博日本庭園独自の伝統技法などはございますか。 | ・景観整備方針を確認ください。作庭思想等に基づき、より有効な伝統技法があれば提案ください。 |
| ６ | ・現在、カラスの人的被害、竹林等への景観阻害が問題視されていますが、対策は何処が主体で実施していますか。今後の具体的な対策案はございますか。 | ・人的被害についての注意喚起は指定管理者、竹林等への植栽管理関連は本業務の現受託者にて実施しています。今後の対応については本業務にて提案ください。 |
| ７ | ・登録記念物への計画と取組みにずれがあるようですが、改めて計画と進捗状況を具体的に教えていただきたい。 | ・文化庁に令和６年２月に意見具申書を提出済みです。上半期の審議会を経て秋頃に公告がなされると想定しています。 |
| ８ | 前回の日本庭園植栽等景観創出業務の委託上限額が４９１，１７０千円（税込）で、今回の委託上限額８００，０００千円（税込）となっていますが、その差額の積算根拠を具体的にご教示下さい。 | 当公募のHP（<https://www.pref.osaka.lg.jp/bampaku/2024propo/index.html>）に添付の、参考（数量総括表）の数量をもとに大阪府の積算基準に基づき積算を行っています。 |
| ９ | 登録記念物への取組みの具体的な進捗状況を教えてください。 | 質問７の回答を参照ください。 |
| 10 | 直近3年間の日本庭園への来園者数をお教え下さい。 | 18万～24万５千人程度です。 |
| 11 | 前回の仕様書では３（９）で、来園者の安全確保について、実現性のある具体的な提案を求められていましたが、今回は安全確保に関する項目が無くなっています。令和２年10月24日には、自然文化園で倒木事故もあり、万博記念公園全体で植栽基盤に問題があることから、来園者に対する安全確保は重要な課題であると思慮されますが、どうしてその項目が無くなったのか理由をご教示下さい。また、安全に関する具体的な規定がありましたら合わせてご教示下さい。 | 今回の発注にあたり、現状を踏まえて新たに提案項目を整理し、そのうえで提案内容を求めています。来園者の安全確保については当然実施される内容と認識しており、必要に応じて提案内容に織り込んでいただければと考えます。 |
| 12 | 同じく、前回の仕様書では３（９）で、指定管理者の行うイベントの時期・内容に応じて、イベント集客に貢献する具体的な提案が求められていましたが、そのような指定管理者との協力や協働について無くなっています。どうしてそのような内容が無くなったのか理由をご教示下さい。 | 今回の発注にあたり、現状を踏まえて新たに提案項目を整理し、そのうえで提案内容を求めています。指定管理者との連携や、独自に実施するイベント等については必要に応じて提案内容に織り込んでいただければと考えます。 |
| 13 | 景観管理者、作業責任者、作業技術者は応募事業者の正規雇用でなく、常駐も特に必要ないという認識で正しいでしょうか。 | 必要な場合に対応できる体制があれば、必ずしも常駐、正規雇用（３か月以上の雇用関係）を求めるものではありません。 |
| 14 | 日常清掃点検等を行う現指定管理者との業務分担について分かる範囲で教えてください。 | 質問２の回答を参照ください。 |
| 15 | イベントなどでの現指定管理者との業務分担について分かる範囲で教えてください。 | 質問２の回答を参照ください。 |
| 16 | 現場で、現在使用・利用できる大阪府の機械・器具・備品などがあればご教示下さい。 | ありません。 |
| 17 | 委託費で、上記のような機械・器具・備品などを購入する事は可能でしょうか。 | 不可です。 |
| 18 | 技術者育成の取り組みについての過去３年間の実施内容を分かる範囲で教えてください。 | 質問４の回答を参照ください。 |
| 19 | 技術講習会を室内で開催する場合は、どの場所が使用可能でしょうか。また、利用料などはどのように定められているのでしょうか。 | 契約候補者に選ばれたのちに協議します。 |
| 20 | 「文化財庭園保存技術者」という資格保持者について、特に募集要項や仕様書には見当たりませんが、配置する提案には何らかのアドバンテージはありますか？ | 文化財庭園保存技術者協議会の会員を提案事業者が有する場合や常駐配置する場合は評価時有利となる場合もあります。 |
| 21 | 2024年7月に引き渡し時の設備等不良箇所について立ち合いの元必要な修繕をした上での引き渡しとする予定はありますか。 | 本業務は植栽管理等の委託役務業務のため、設備等不良個所の立ち合いは行いません。 |
| 22 | 2018年の台風21号のような災害が発生し、庭園内の植栽等甚大な被害が及んだ場合の復旧費用は別途補填となりますか。その基準をご教示下さい。 | 大規模な被害の復旧は府が行いますが、軽微な被害の場合は業務内容の変更により対応する場合もあります。 |
| 23 | また、上記のような大きな災害等が発生した場合に、復旧のための作業を優先すると考えてよろしいですか？ | 受注者は、府、指定管理者と役割分担し、復旧に向けて取り組んでいただくことになります。 |
| 24 | 2025大阪・関西万博に関して必要となる業務や取組みの予定はございますか？ | 予定されていません。 |
| 25 | 「1者1提案」について,資本関係を有する他のグループ会社（所在地の異なる別法人）が、その加入団体である組織の一員として応募する場合、特に先団体とは無関係の当社の応募（共同提案含む）を妨げるものではないと解するが、如何でしょうか。 | 質問１の回答を参照ください。 |
| 26 | 日本庭園における全面的な施設の改修又は更新は大阪府が別途行うが、それ以外の維持管理作業の一切は、受注者又は指定管理者のどちらかの業務となる。”とありますが、現在、指定管理者が日本庭園で行われている業務内容について、教えてください。 | 質問２の回答を参照ください。 |
| 27 | 日本庭園植栽管理に伴う問題解決記載については、実績記載案件以外の日本庭園での内容でもよいでしょうか。 | 他の公開日本庭園での実績で,よりよい事例があれば記載いただいても結構です。なお、0.1ha以上の公開日本庭園の年間管理実績には短期的に剪定等の管理を行った場合や、公園内の日本庭園でも周辺園地との管理レベルに明らかな差がみられない場合（日本庭園としての管理がされていない場合）などは含まれません。 |
| 28 | 配置予定の管理技術者について、選定決定後に正規雇用予定の者を、応募時に記載してよいでしょうか。 | 不可です。 |
| 29 | 管理技術者、景観監理者、作業責任者、作業技術者について、兼務は可能でしょうか。 | 兼務は認めません。 |
| 30 | 文化財庭園保存技術者について、日本庭園の登録記念物登録のために必要な資格なのでしょうか。景観管理者の定義と同じ考えで記載されているのでしょうか。 | 文化財庭園保存技術者協議会の会員（正会員、準会員、準会員補）は、登録記念物登録に必要な資格ではありません。また、景観管理者の定義とも異なります。会員を有する場合は記載をお願いします。 |
| 31 | 現在までに日本庭園で行われた、技術継承のための取り組み内容について、過去3年間の実績を教えてください。 | 質問４の回答を参照ください。 |
| 32 | 業務で使用する光熱水費については、府の設備からの使用となるため、年間内訳金額に計上しなくてよいでしょうか。計上が必要な場合は、過去3年間の費用内訳を教えてください。 | 本業務は植栽管理等の委託役務業務です。必要な経費は大阪府の積算基準の考え方を参考に計上ください。なお、潅水は園内散水栓等より取水しています。 |
| 33 | ”管理技術者及び1名以上の作業責任者（以下「常駐責任者」）を常駐配置し、”とありますが、管理技術者、景観監理者、作業責任者、作業技術者については、兼務は可能でしょうか。 | 質問29の回答を参照ください。 |
| 34 | 参考図のはす池図が、H24.3月分ですので、最新分の配布をお願いします。また花しょうぶ園の図面及び品種、植付図についても配布してください。またバックヤード苗床にある品種および数量について教えてください。 | はす池図はH24.3月分が最新版です。花しょうぶ園の区域は当公募のHP（<https://www.pref.osaka.lg.jp/bampaku/2024propo/index.html>）の参考（図面）に記載しております。植付図は現受託者による取り組みとして実施されているもので、公開することにより、当該受託者の競争上の地位、その他正当な利害を害する恐れがあることから、回答は差し控えさせていただきます。苗圃に苗はありません。 |
| 35 | ”みどり摘みを出雲地方の手法により行う”とありますが、関西で一般に行われているものと同じではないということでしょうか。 | 同じではありません。マツの剪定については質問５を参照ください。 |
| 36 | 日本庭園でのジャンボタニシの侵入状況を教えてください。 | 蓮池にて発生が確認されています。 |
| 37 | 5年間の数量総括表を基にした業務（作業）量で8億円（税込）とあるが、この金額を導き出すのに根拠となった積算資料（下見積り含む）が存在すると思われますのでご開示いただきたい。 | 当公募のHP（<https://www.pref.osaka.lg.jp/bampaku/2024propo/index.html>）に、参考（数量総括表）として提示しております。こちらを参考に積算してください。 |